

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場に関連するアクセス道路の維持管理や治水等の災害防止対策、ごみ処理等の環境対策など、ゴルフ場が立地している上で生じる行政需要への対応に必要な財源をゴルフ場利用者に求めるという合理的な仕組みに基づく都道府県税である。その税収の7割がゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場の所在市町村に交付され、様々な行政サービスに使用されている。

現在、地方自治体では、医療、介護などの社会保障の増大、子育て支援・教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいうまでもない。

また、本市においては、人口減少社会を切り拓くため、10年、20年先を見据えた施策をさらに前進させるとともに、地域活性化および地方創生に全力で取り組んでおり、ゴルフ場利用税交付金はその貴重な財源となっている。

国におかれては、ゴルフ場利用税が市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月4日

衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	伊達 忠一 殿
内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
総務大臣	石田 真敏 殿
財務大臣	麻生 太郎 殿

藤枝市議会
議長 西原明美